

優良事業表彰規程

(主 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人全国住宅産業協会（以下「協会」という。）が優良事業表彰を実施するために必要な事項について定める。

(目 的)

第2条 優良なプロジェクト（事業及び企画・開発をいう。）を実施した会員を表彰することにより、良質な住宅供給及び住環境の整備を促進し、もって住宅・不動産の健全な発展と会員の資質向上に寄与することを目的とする。

(表彰部門)

第3条 表彰部門は次のとおりとする。

- 一 戸建分譲住宅部門（建築条件付き宅地分譲を含む）
- 二 中高層分譲住宅部門
- 三 不動産関連事業部門
- 四 戸建注文住宅部門
- 五 企画・開発部門（優れた商品開発・技術開発等で建築基準法に基づく検査済証が交付されたものに係るもの及び建築基準法に基づく検査済証が交付されたものに付随する文化・芸術、地域社会への貢献活動）
- 六 リノベーション部門
- 七 宅地開発部門

2 前項の各部門には、第7条の事業表彰審査会が別に定める事業規模等による区分を設けることができる。

(応募基準等)

第4条 企業会員又は団体会員協会正会員が実施したプロジェクトで、完成日が表彰年の2年前の12月1日から前年の11月30日まで（宅地開発部門については、工事完了日が表彰年の3年前の12月1日から前年の11月30日まで）のものを1回に限り応募することができる。ただし、応募は各部門共（前条第2項により設けられる区分がある場合は、その区分ごとに）1件までとする。

2 前項の完成日は、建築基準法に基づく検査済証の交付日とし、宅地開発部門の工事完了日は、都市計画法に基づく検査済証の交付日とする。

3 応募の基準は次の各号に該当するものとする。

- 一 プロジェクトの内容が関係法令等に適合したものであること。
- 二 施工及び品質管理に係る体制、プロジェクトの実施後における維持管理及び保証に係る体制が適切なものであること。
- 三 住宅性能及びデザインに優れ、街並みの景観、周辺環境との調和等良好な住環境を形成するための配慮が明確であること。
- 四 係争中のもの又は係争に発展するおそれがあるものでないこと。

4 前項の規定にかかわらず、宅地開発部門の応募の基準は次の各号に該当するものとする。

- 一 会員が自ら事業主として開発したもので、都市計画法により開発許可を受け、

同法に基づく検査済証が交付されたもの、若しくは土地区画整理法に基づく事業で換地処分を完了したものであること。

- 二 一団地の面積（開発許可を受けて工事が完了した区域の面積）が12,000㎡以上のものであること。
- 三 全体に占める公共施設用地の面積割合及び公共施設用地を控除した住宅用地の面積割合が相当程度であること。
- 四 1区画当たりの平均宅地面積（私道負担面積を除く）が170㎡以上のものであること。ただし、都市部においては135㎡以上とする。
- 五 日常生活に対応する各種の生活関連施設等の利用が容易であること。
- 六 通勤、通学等において公共交通機関の利用が容易であること。
- 七 地震・大規模火災・がけの崩壊等に対して安全であること。
- 八 緑等の自然を確保し、自然環境に関する快適性を享受できること。
- 九 係争中のもの又は係争に発展するおそれがあるものでないこと。

（応募書類）

第5条 応募会員は、応募プロジェクトに関する次の書類を提出するものとする。

- 一 別に定めた応募用紙（プロジェクトの概要を記載したもの）
 - 二 設計図書（案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、仕上表等）
 - 三 写真（キャビネ判カラー写真10枚以上30枚以内）
 - 四 価格表、広告・宣伝関係資料、新聞・雑誌等掲載物
 - 五 建築基準法に基づく検査済証の写し、住宅性能評価書等の写し
 - 六 優良事業表彰応募プロジェクトに関する証明書
 - 七 その他参考資料
- 2 前項の規定にかかわらず、宅地開発部門については、前項第一号、第三号、第四号、第六号及び第七号の書類のほか、次の書類を提出するものとする。
- 一 設計図書（案内図、配置図）
 - 二 都市計画法に基づく開発許可書・検査済証の写し
- 3 第1項及び前項により提出された書類は返却しない。

（審査料）

第6条 応募会員は、審査料として応募プロジェクト1件につき3万円を負担するものとする。

（事業表彰審査会）

第7条 協会に事業表彰審査会（以下「審査会」という。）を置き、審査・選考する。

- 2 審査会は、座長、副座長及び審査委員をもって構成する。
- 3 座長は、会長を除く理事の中から会長が指名し、副座長は、企業会員たる法人の代表者（うち少なくとも1名は理事）の中から座長が推薦する者を理事会の承認を得て選任する。
- 4 審査委員は、各委員会の副委員長の中から1名ずつを選任する。

（審査・選考）

第8条 審査会は別表「優良事業表彰審査項目」に基づき書類審査を行うほか、必要に応

じ現地調査を行い、部門ごとに優良事業賞を選考する。

2 別表以外の審査項目等が必要なときは審査会において協議する。

3 応募会員は、第5条第1項（宅地開発部門については同条第2項）に規定する書類のほか審査会が必要とする書類の提出に応じ、また現地調査が行われる場合はこれに協力しなければならない。

（理事会の承認）

第9条 優良事業賞は、審査会の選考結果に基づき理事会において決定する。

（決定の通知）

第10条 会長は優良事業賞が決定した会員に対し、その旨を速やかに通知するものとする。

（表彰）

第11条 表彰は、理事会の承認を得た後の直近の定時総会又は全国大会において、表彰状及び記念品をもって行う。

（表彰の取消し）

第12条 優良事業賞を受賞した会員が、当該プロジェクトにおいて関係法令等に違反することが明らかになった場合、協会はその表彰を取り消すことができる。

附 則

1 この規程は、平成29年11月1日から実施する。